

田子の浦港港湾脱炭素化推進協議会要綱

(名称)

第1条 本会は、港湾法第50条の3第1項の規定に基づき設置し「田子の浦港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 田子の浦港において、次世代エネルギーの受入環境整備や港湾機能の高度化等を通じて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指す「カーボンニュートラルポート」（以下「CNP」という。）の形成に向け、次世代エネルギーの利活用、省エネルギー化対策、材料生産・加工段階における温室効果ガスの削減対策、また、これらに必要な港湾の施設の規模・配置等について、関係者による検討を行うことを目的とする。

また、港湾法第50条の2第1項の規定に基づき、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（田子の浦港港湾脱炭素化推進計画）の作成及び実施に関し必要な協議も行う。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

2 構成員等の追加等は、事務局が決定する。

(協議会の取扱い)

第4条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。

一 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。

二 議事次第は、会議終了後に公開する。

三 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。

四 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 事務局は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(秘密保持)

第6条 協議会の構成員及びその関係者は、協議会で知り得た情報（第4条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

2 関係者とは、第5条及び第6条に掲げる構成員以外の関係者のほか、資料作成に関わる者、協議会資料を取り纏める者をいう。

(事務局)

第7条 協議会に係る事務は、静岡県交通基盤部港湾局が処理する。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、令和6年9月4日から施行する。

(別表)

田子の浦港港湾脱炭素化推進協議会 構成員

(順不同)

| 区分 | 構成員 |
|------------------|------------------------|
| 民間事業者 | 旭化成株式会社 富士支社 |
| | ENEOS株式会社 |
| | UBE三菱セメント株式会社 名古屋支店 |
| | 王子物流株式会社 富士事業部 |
| | 静岡ガス株式会社 グローバルエネルギー本部 |
| | ジェイカムアグリ株式会社 富士工場 |
| | 鈴川エネルギーセンター株式会社 |
| | 鈴与株式会社 富士支店 |
| | 鈴与商事株式会社 |
| | 駿河湾曳船株式会社 |
| | 田子の浦埠頭株式会社 |
| | 大興製紙株式会社 |
| | 東京電力パワーグリッド株式会社 |
| | 日本食品化工株式会社 富士工場 |
| | 日本通運株式会社 沼津支店 |
| | 富士トラック株式会社 |
| | 富士木材株式会社 |
| | 株式会社富士ロジテックホールディングス |
| 三菱商事ライフサイエンス株式会社 | |
| 関係団体 | 静岡県トラック協会 富士支部 |
| | 富士地区貨物運送事業協同組合 |
| | 田子の浦港石油基地親和会 |
| | 富士商工会議所 |
| | 日本埋立浚渫協会 |
| 行政機関 | 国土交通省中部地方整備局 (清水港湾事務所) |
| | 静岡県 (事務局：交通基盤部港湾局) |
| | 富士市 |